

企業年金の運用状況の見える化（「資産運用立国実現プラン」の検討課題）
に関する意見

令和6年4月24日
企業年金連合会
理事長 鮫島 正大

企業年金連合会として、会員である企業年金の中から構成される政策委員会での検討を踏まえ、標記につき意見を申し述べます。

1. 「見える化」の意義・目的

- 「資産運用立国実現プラン」において指摘されている「見える化」の目的は、企業年金（事業主と加入者・受給者）が他の企業年金の運用状況を見て、自らの運用状況と比較することで、自らの運用を見直すことに役立てることと認識しています。
- 各企業年金においては、事業主の拠出能力、加入者（受給者）の年齢構成、財政状況などに違いがある中で、それぞれの実情に応じて労使自治に基づき運用方針を決定していることから、予定利率や実績利回りなどの運用指標を他の企業年金と単純に比較しても参考にならないという指摘があります。
- 他方、一部の指標のみを単純比較するのではなく、各企業年金の置かれた状況が分かる情報も運用状況と併せて公開し、自らの加入者・受給者の正確な理解につながるような「見える化」をすることは、加入者等の最善の利益を勘案することにつながるのではないかと指摘もあります。

2. 「見える化」された情報の目的外利用の防止

- 「資産運用立国実現プラン」においては、各企業年金は、加入者の最善の利益のために、DB 又は DC の企業年金（事業主と加入者・受給者）が他社と比較できる見える化を目的として行うものとされており、従って、それ以外の主体が他の目的で利用することは企業年金の運営や普及の面で支障となる懸念があります。
(※ 過去には、退職給付会計基準の導入で退職給付債務を開示すること等により、厚生年金基金等の縮小やDC への移行が進行したという指摘があります。)
- したがって、運用状況の開示の目的については法令上、加入者・受給者のために行うものであることを明確化するとともに、他の主体による目的外利用の禁止について法令上位置づけることが、企業年金の普及の面で適当と考えます。
- 仮に、目的外利用の防止を法令上位置づけられない場合には、開示する場合の加入者等への利益と、開示した場合の目的外利用による企業年金の運営上の支障などの弊害を比較衡量の上、企業年金の個別名称は非開示とする方策も検討する必要があります。

あると考えます。

- このような前提であれば、以下の3.の方法により、4.の項目について情報開示することが適当と考えます。

3. 情報開示する主体・方法

- 各企業年金は、法令に則り、自らの加入者・受給者向けには、既にホームページや紙媒体などで運用状況を情報提供していますが、ホームページを持たない企業年金が一定割合存在する中、新たにホームページの設置を求めることは事務面・費用面の負担から小規模な企業年金の継続・普及の阻害要因となりうるものと考えています。
- 企業年金の事務負担やコストの観点からは、現在、DBが厚生労働省に提出している事業・決算報告書及びDCの事業主と運営管理機関が厚生労働省に提出している報告書をもとに、厚生労働省において情報開示していただくのが望ましいと考えます。

4. 情報開示することが適当と考えられる項目

(1) 確定給付型企业年金(DB)

予定利率、期待収益率、リスク、時価ベース利回り(単年度・中長期)、積立水準、成熟度(金額ベース)、政策的資産構成割合、資産類型別残高構成割合、資産運用委員会の設置の有無、運用コンサルタントの利用の有無

(2) 企業型確定拠出年金(DC)

運用商品本数(総数とカテゴリ毎本数)、運用資産総残高のカテゴリ別割合、元本確保型商品のみで運用している加入者の割合、加入者の運用利回り(全加入者平均と利回り別分布、直近年度と制度導入以降)、指定運用方法の設定の有無・商品カテゴリ・適用人数割合、継続投資教育の実施状況、運営管理機関評価の実施状況

- (3) 上記項目の開示に際しては、加入者・受給者は年金の資産運用に関する基礎知識が十分ではないことも想定されることから、予定利率、期待収益率、リスク等の用語や年金の資産運用に関する平易な解説を併せて開示し、正確な理解につながるようにすることが適当と考えます。